

指定病院等における不在者投票事務取扱要領

1 不在者投票制度

不在者投票は、選挙の当日、法律で定められた一定の事由に該当することが見込まれる選挙人のために、選挙期日の前にあらかじめ投票することができる制度である。

その手続は、特に厳格に定められているが、これは一般の投票の例外の制度であるとともに、その投票手続きが長期にわたって行われるので、選挙の公正を確保するためには致し方ないことである。

2 不在者投票を取り扱うことができる施設

県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設並びに船舶、国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち国立保養所、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び婦人補導院をいう。なお、本項以下は、これらの各施設を「指定病院等」と総称する。

3 不在者投票管理者

- ① 不在者投票は不在者投票管理者のもとに執行されるものであるが、指定病院等に入院（所）中の選挙人の不在者投票については、その**病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長が不在者投票管理者となる。**
- ② 指定病院の院長若しくは長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができない。
- ③ 不在者投票管理者となるべき指定施設等の院長又は長が、前記②に該当することとなった場合又は事故があり、若しくは欠けた場合は、その**指定病院等の院長の職務を代理すべき医師（歯科医師）又は長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。**

4 不在者投票管理者としての留意事項

- ① 不在者投票の管理執行に当たっては、**自由・公正・平等を旨とし、投票の秘密保持に細心の注意を払い、また、選挙人に威圧を加えることのないよう配慮すること。**
- ② 不在者投票の取扱事務について疑義が生じたときは、過去の経験や自己の判断のみで処理することなく、必ず選挙管理委員会に確認するなどして的確に処理すること。
- ③ **不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならず、また不在者投票の立会人や代理投票の補助者にも、投票の秘密侵害行為等について各種罰則規定の適用があるので、十分留意すること。**

5 不在者投票をすることができる者

選挙の当日次の(1)又は(2)に該当すると見込まれる者であること。

- (1) **指定病院等に入院（所）中の者で、疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産褥にあるため、歩行が困難な者。**
- (2) **指定病院等に入院（所）中の者で、指定病院等の所在地の属する投票区以外の投票区の選挙人名簿に登録されている者。**

6 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法

- ① 入院（所）中の選挙人に対して、本件選挙が執行される旨を回覧等の方法で周知徹底し、選挙人から不在者投票を行いたい旨の申出があった場合には、本人から別添「依頼書」を徴するか、又は別添「不在者投票事務処理簿」に署名又は押印を求める等請求意思の確認措置を講じたうえ、別添「請求書」により能美市選挙管理委員会の委員長に対し、直接に、又は郵便で請求すること。（FAXは不可）
- ② 選挙人本人から不在者投票を行いたい旨の意思表示がないのに、投票用紙等の請求をすることがないようにくれぐれも留意すること。

7 不在者投票ができる期間

- ① **不在者投票をすることができる期間は、選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間である。**
したがって、選挙人から不在者投票をしたい旨の申出があった場合、この期間内、時間内であれば、不在者投票管理者はこれを行わせなければならないので留意すること。
- ② 適宜一斉投票日を定めて実施することはもとより差し支えないが、当該実施日において投票しなかった選挙人であっても上記①の期間内、時間内であれば投票ができるものであるので、選挙人への対応に十分配慮すること。
(投票用紙の送付は告示日の翌日からとなりますので、投票日はそれを考慮して設定してください。)

8 不在者投票記載場所等の設備

- ① 投票記載場所については、**他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密保持に留意し、また投票用紙の交換その他不正行為が行われることがないように相当の設備をすること。**
- ② 投票記載場所には、**選挙運動用ポスター又は候補者の氏名等を記載したポスター等は掲示等できないので注意すること。**

9 不在者投票の手続

- ① 選挙人は、不在者投票管理者から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票記載所において、投票用紙に候補者1人の氏名を記載し、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をし、**外封筒の表面に署名**をして不在者投票管理者に提出する。
- ② 提出を受けた不在者投票管理者は、**外封筒の表面に選挙人の署名がなされているかどうかを確認し、署名がもれている場合であっても選挙人に代わって記載することなく、その旨を選挙人に告げ、必ず選挙人に署名させること。**

10 代理投票の方法

心身の故障その他の事由により、自書することができない選挙人から代理投票の申請があったときは、不在者投票管理者は、その事由があると認めるときは、後述する立会人の意見を聞いて、**不在者投票の事務に従事する者の中から、補助者2人を定め、補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認にしたうえで、そのうちの1人の立ち会いの下、他の1人が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載**して不在者投票管理者に提出する。

11 投票立会人の立会い

- ① 不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者最低1人を立ち合わせなければならない。(選挙人名簿に登録されていること、当該選挙の選挙権を有していることは必ずしも必要ではない。)
- ② 立会人は、不在者投票に立ち会い、投票用外封筒の裏面に署名（ゴム印の使用は不可）しなければならない。
- ③ 立会人は、上記②の職務を除き、不在者投票事務には一切従事できない。また、**不在者投票管理者若しくはその補助者又は代理投票の補助者は、立会人と兼ねることはできない。**

なお、不在者投票管理者は、市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないと規定されていることから、当該指定病院等が所在する市町の選挙管理委員会と必要な連絡、調整等を行い、適切に対応されたい。

1 2 不在者投票後の手続

- ① 選挙人から提出を受けた投票用外封筒の裏面に投票した年月日及び投票場所を記載し、不在者投票管理者の職名及び氏名を記載する。（ゴム印等の使用可）
- ② ①の手続を終えた投票用封筒を、適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の旨を朱書し、その裏面に指定病院等の名称及び不在者投票管理者の氏名を記入して押印のうえ、能美市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等で送付しなければならない。
- ③ 送致について、選挙人が行った不在者投票は、不在者投票管理者である指定病院等の院長又は長から能美市選挙管理委員会の委員長を経て、その所属する指定投票区の投票管理者に送致されるが、**投票所を閉じる時刻までに到達しないと受理されない**ので、送致する場合は相当の余裕をもって送付すること。
- ④ **能美市選挙管理委員会に不在者投票を送致する場合は、不在者投票の処理経過を整理した不在者投票事務処理簿の写し及び投票用紙の受領書を併せて送付すること。**

1 3 経費の請求

指定病院等の院長若しくは長又はその代理人は、所定の手続を終えたときは、直ちに別紙様式「不在者投票に関する報告書」により不在者投票経費の算出基礎となる実際に不在者投票をした選挙人数等を能美市選挙管理委員会委員長あてに報告すること。

また、**市町選挙管理委員会が選定した立会人を立ち合わせ、指定病院等が当該立会人に対して謝金及び旅費を支払った場合は**、「市町選挙管理委員会が選定した不在者投票立会人に関する報告書」を併せて能美市選挙管理委員会委員長あてに報告すること。

能美市選挙管理委員会

- ・所在地 〒9 2 3－1 2 9 7 能美市来丸町1 1 1 0 番地
- ・電話番号 0 7 6 1－5 8－2 2 0 0